

景観重要公共施設

国や県等の管理施設について整備方針と 占用許可基準等を規定

運用に当たっては
公共施設管理者と市が
連携を図っている

○許可基準の実例(神奈川県鎌倉市)

都市の骨格をなす公共施設(道路・河川)について、
国や県の管理施設を含めて景観重要公共施設に位置付け。

国道134号線の占用許可基準(抜粋)

工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。

特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)とする。



(海浜ベルト 国道134号)